

男鹿市立小・中学校における盗撮防止等ガイドライン

令和7年9月25日制定

1 はじめに

教職員による児童生徒へのわいせつ行為や盗撮事件が発生すると、教育現場への信頼が大きく揺らぐこととなります。こうした事件は、教育者としての倫理観の欠如を露呈し、深刻な社会問題となってしまいます。

本ガイドラインは、このような不祥事発生及び児童生徒や来校者による盗撮の未然防止を目的に、教職員一人一人が遵守すべき行動規範と校内体制の整備について示すものです。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及びその行為を目的に写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指す。

3 対象

(1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

1. 教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒を撮影することは、禁止とする。
2. 学校所有のデジタルカメラ、端末等で撮影した場合であっても、各校で指定された場所にのみ保存し、撮影した画像は管理職が確認できるようにしておく。また、指定場所へのデータ保存後、カメラ等からデータは削除する。
なお、児童生徒の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことは禁止とする。
3. 教職員と児童生徒との私的なSNSや電子メール等を通じての直接的なやりとりは原則として行わないこと。
4. 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を実施するとともに、校内の整理整頓を常に心掛け、カメラ等の記録媒体を設置できないような環境を整えること。
5. 面談や個別指導の際、教職員と児童生徒等が第三者の目が届かない環境にならないように次の対応をとること。
 - ・教室等のドアを開けておくなどし、閉鎖空間を避け、外から見える状態を保つ。
 - ・管理職や他の教職員、必要に応じて保護者の同席を求める。
 - ・放課後や休日など、人目が少ない時間帯を設定しない。
6. 来校者については、氏名、所属及び目的を確実に把握する。また、校長の許可なく撮影することを禁止とする。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、直ちに市教育委員会に報告すること。警察への通報は市教育委員会が行う。

(1) 教職員及び来校者が加害者の場合

- ① 市教育委員会へ報告を行う。市教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行う。
- ② 被害者が児童生徒の疑いがある場合は保護者に速やかに連絡を行うとともに、被害者の保護と支援を速やかに進める。
- ③ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

(2) 児童生徒が加害者の場合

- ① 市教育委員会へ報告を行う。
- ② 被害者が児童生徒の疑いがある場合は保護者に速やかに連絡を行うとともに、被害者の保護と支援を速やかに進める。
- ③ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。